

# 記載例

## 委任状

(あて先) 浜松市 区長 令和〇年〇月〇日

代理人 住所 浜松市北区細江町気賀〇〇〇番地

窓口に来る人

氏名 北区 花子

私は上記の者を代理人とし次の証明書の交付請求及び受領を委任します。

必要	住所	<b>浜松市西区入野町〇〇〇番地 ハママツマンション101号</b>	
	氏名	<b>西区 太郎</b>	生年月日 明・大・昭平・令 22年 2月 2日
種類 及び 通数	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票世帯全員	1 通	
	<input type="checkbox"/> 住民票世帯の一部 上記以外に必要な人の氏名:( )	委任者本人以外の除票が必要な場合は、 各区区民生活課にお問い合わせください。	
証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の除票	1 通	
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明	上記と異なる場合の氏名:( <b>西区 はま子</b> ) 通	
世帯主、続柄、本籍、筆頭者(外国籍の人は国籍・地域、在留情報)は、		<input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	
外国籍の人で、上記で『必要』を選んだ場合、在留カード等の番号は、		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	

使用目的 **例) はま子死亡による未支給年金請求** マイナンバーが必要な場合は、その旨を記入してください。

委任者 住所 浜松市西区入野町〇〇〇番地  
ハママツマンション101号

頼む人 氏名 西区 太郎 押印 (※1) **あ**

(スタンプ印・ゴム印不可)

連絡先TEL 090-0123-4567

- ※1 外国籍の人で印をお持ちでない場合はサインをしてください。
- ※ 委任者本人が属する世帯以外の住民票が必要な場合、各区区民生活課にお問い合わせください。
- ※ **マイナンバーの記載が必要な場合は、使用目的欄にマ**及び使用目的、提出先等を具体的に記入してください。  
**なお、証明書は本人の住民登録地へ転送不要扱いの郵送となります。**
- ※ 窓口に来る人は、運転免許証等の身分証明書を持参してください。
- ※ 不正に作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
- ※ 委任状は平日のみのお取扱いとなります。(2020.06)

記載内容に訂正がある場合は**修正ペン等は使わず**  
**二重線を引いて訂正し、**  
**押印欄と同じ印を訂正印として**  
**使用してください。**

切り取り

委任者本人がすべて自筆で記入してください

## 委任状

(あて先) 浜松市 区長 令和 年 月 日

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は上記の者を代理人とし次の証明書の交付請求及び受領を委任します。

必要	住所		
	氏名		生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
種類 及び 通数	<input type="checkbox"/> 住民票世帯全員	通	
	<input type="checkbox"/> 住民票世帯の一部 上記以外に必要な人の氏名:( )	通	
証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の除票	通	
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明	上記と異なる場合の氏名:( ) 通	
世帯主、続柄、本籍、筆頭者(外国籍の人は国籍・地域、在留情報)は、		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	
外国籍の人で、上記で『必要』を選んだ場合、在留カード等の番号は、		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	

使用目的 \_\_\_\_\_

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 押印 (※1) \_\_\_\_\_

(スタンプ印・ゴム印不可)

連絡先TEL \_\_\_\_\_

- ※1 外国籍の人で印をお持ちでない場合はサインをしてください。
- ※ 委任者本人が属する世帯以外の住民票が必要な場合、疎明資料が必要になります。各区区民生活課にお問い合わせください。
- ※ **マイナンバーの記載が必要な場合は、使用目的欄にマイナンバーの記載が必要なこと**及び使用目的、提出先等を具体的に記入してください。  
**なお、証明書は本人の住民登録地へ転送不要扱いの郵送となります。**
- ※ 窓口に来る人は、運転免許証等の身分証明書を持参してください。
- ※ 不正に作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
- ※ 委任状は平日のみのお取扱いとなります。